

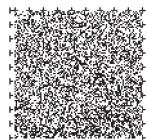
概要版

第7次広島県保健医療計画

【中間見直し版】

令和3（2021）年3月

広 島 県



基本理念

- 6年後を見据えた計画の基本的考え方です。超高齢社会を迎える中、医療と介護を総合的に確保していくことが求められています。

県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、質が高く安心できる保健医療提供体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築します。

目指す姿

- 基本理念を踏まえた目指す姿は、次の5つです。

◆ 疾病予防から治療、再発予防まで質が高く適切な保健医療提供体制が確保されています。

疾病予防、適切な医療の提供、再発予防まで広範な対応が必要となる5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）については、疾病予防に向けた啓発活動から早期発見のための検診の勧奨、発症時の適切な治療と在宅復帰支援、再発予防への取組等に至る質の高い保健医療提供体制を整備します。

◆ “いざ”というときに安心できる医療提供体制が確保されています。

生まれ、育ち、働く中で遭遇する“いざ”というときのための「救急医療」や「周産期医療」、「小児医療」の提供体制を整備します。また、県内どこに住んでいても適切に医療を受けることができるよう中山間地域等への医師派遣など（へき地の医療）の体制を整えます。

更に、災害発生時に備えた医療提供システムを整えます。

◆ 県内どこに住んでいても自分らしく暮らすことができる地域包括ケアシステムが機能しています。

今後、慢性疾患を抱える方など、医療的管理下で介護サービスを受けながら在宅等で生活をする高齢者等の増加が見込まれることから、退院後においても在宅等における切れ目なく質の高い医療を受けることができる体制を整備するとともに、急変時には安心して適切な入院治療を受けることができる体制を確保します。

また、行政や医療・介護・福祉の関係機関等の連携のもと、緩和ケアを含めた適切なサービスを提供することにより、患者や家族の望む場所と形で最期を迎えることができる体制を実現します。

◆ 生涯にわたって生活習慣病に対する理解と疾病予防・重症化予防・再発予防に取り組むことにより健康寿命が延伸され、いきいきと暮らし続けることができます。

生活習慣病は、健康寿命の最大の阻害要因となるだけでなく、本人や家族の生活にも多大な影響を及ぼすことから、疾病予防、病状を悪化させない重症化予防及び再発予防の重要性が一層高まっています。

また、年齢を重ねることによる衰えは避けられませんが、可能な限り自立した生活を維持していくためには、子供の頃からの健康な生活習慣づくりも重要です。このため、本県では、「健康ひろしま21」（広島県健康増進計画）を策定し、総合的な対策を推進しています。

◆ 医師や看護師等が働きやすい環境が整い、地域に必要な医療・介護人材が確保されています。

中山間地域等における医師確保など、質が高く安心できる医療と介護の連携体制を支える人材が継続的に確保・育成され、こうした専門職が誇りを持って働き続けることができるようキャリアアップ研修の促進、仕事と子育てや介護を両立できる就業環境の整備などに取り組みます。

- この計画は医療法に基づくものです。保健医療に関する他の計画とも整合性を持って推進します。

計画の位置付けなど

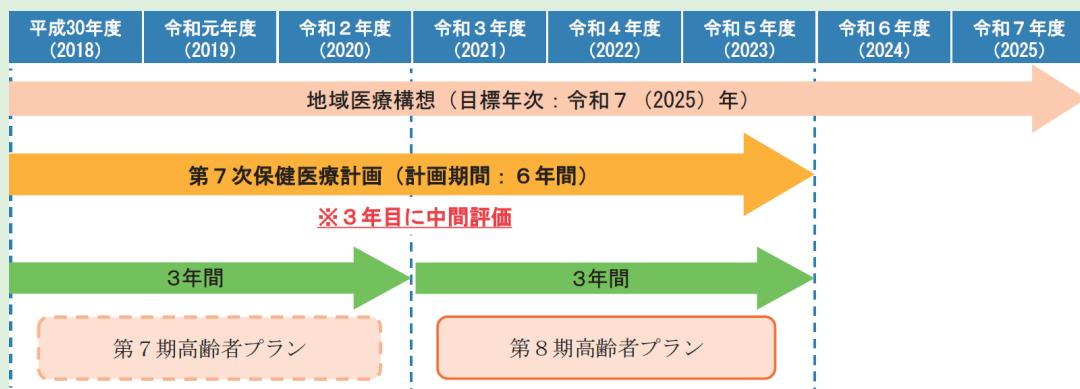
この計画は、医療法に基づき都道府県が定める医療計画であり、本県の保健医療施策の基本となる6年間の計画です。

【計画期間】 平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

特に、今後の介護サービス見込量とその確保を図る「ひろしま高齢者プラン」（計画期間3年）とは、医療及び介護の総合的な確保の観点から整合を図る必要があるため、この計画の中間見直しに際して、「第8期ひろしま高齢者プラン」の医療介護連携の内容を反映させています。

引き続き、医療提供体制と介護サービスの提供体制を一体的に推進していきます。

広島県保健医療計画とひろしま高齢者プラン



- 目指す姿の実現のため、必要な施策を体系的に実施していきます。

施策体系

【第2章】安心できる保健医療体制の構築

- 第1節 がんなど主要な疾病の医療体制**
 - 5疾病**：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
- 第2節 救急医療などの医療連携体制**
 - 5事業**：救急医療、災害時における医療、べき地の医療、周産期医療、小児医療
- 第3節 在宅医療と介護等の連携体制**
- 第4節 外来医療に係る医療提供体制（外来医療提供体制の確保、医療機器の効率的な活用）**
- 第5節 医療に関する情報提供（患者の医療に関する選択支援、ＩＣＴを活用した診療支援）**

【第3章】保健医療各分野の総合的な対策

原爆被爆者医療／障害保健／感染症／臓器移植・造血幹細胞移植／難病／アレルギー疾患／母子保健／歯科保健／健康増進（ロコモティブシンドローム、フレイル等含む。）の各対策

【第4章】地域医療構想の取組

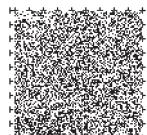
- ・病床の機能の分化及び連携の推進
- ・病床の機能に関する情報提供の推進

【第5章】保健医療体制を支える人材の確保・育成

- ・多様なニーズに対応した医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護職員などの確保・育成

【第6章】医療の安全の確保、安全な生活の確保

- ・医療機関における安全管理、医薬品等の安全確保、食品安全、生活衛生



重点分野の取組

地域の保健医療体制を確保するため、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間で、次の分野に重点的に取り組みます。

【主要な疾病（5疾患）】

がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

【地域医療の重要な課題（5事業）】

救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療

【在宅医療と介護等の連携体制】

【外来医療に係る医療提供体制】

【地域医療構想の取組】

【保健医療体制を支える人材の確保・育成】

5 疾病

がん

がん予防

- ・たばこ対策の強化、生活習慣改善に向けた普及啓発、肝炎ウイルス検査の促進
- ・効果の高い個別の受診勧奨・再勧奨によるがん検診受診率の向上

がん診療

- ・拠点病院の機能強化
- ・小児がん、希少がん及び難治性がん対策の推進
- ・がん医療連携をより一層推進

医療内容の充実

- ・手術・放射線・薬物療法や病理診断、施設緩和ケアの充実など

在宅療養支援

- ・在宅緩和ケアの拠点づくりや在宅緩和ケアを提供する医師の負担を軽減する取組の推進など

脳卒中

速やかな搬送と専門的診療の実施

- ・危険因子の早期発見や生活習慣の改善による発症予防
- ・研修等によるプレホスピタルケアの充実
- ・t-PA療法など急性期の専門治療を行う拠点病院と地域の医療機関との連携の推進

病期に応じた一貫したリハビリテーション

- ・身体機能の早期改善に向けた急性期・回復期リハビリテーションの体制整備
- ・再発予防や生活機能の維持・向上のための維持期・生活期リハビリテーションの体制整備

在宅療養の体制整備

- ・入院医療機関と在宅医療に係る機関の円滑な連携

心筋梗塞等の心血管疾患

予防、発症時の速やかな救命処置と搬送

- ・危険因子の早期発見や生活習慣の改善による発症予防
- ・初期症状に気づくための啓発活動や一般市民による救急蘇生の普及啓発
- ・プレホスピタルケアの充実

速やかな専門的診療、リハビリテーション

- ・広島大学心不全センターを中心とした、急性期～回復期～維持期の連携体制構築
- ・多職種チームの介入による多面的・包括的な疾管理など

在宅療養の体制整備

- ・心不全患者在宅支援施設の設置と地域心臓いきいきセンターとの連携

糖尿病

特定健康診査、フォローアップ体制の充実

- ・特定健康診査等の必要性に対する啓発による実施率向上
- ・ひろしま健康づくり県民運動の推進など

重症化予防の取組の推進

- ・継続治療の重要性に対する啓発
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業の普及啓発
- ・専門的な療養指導を行う人材の育成

医療機能の明確化と連携体制の構築

- ・初期・安定期、教育、専門、急性増悪時、慢性合併症の各医療機能を担う医療機関の明確化と連携
- ・歯周病との関連による歯科受診の勧奨

精神疾患

重層的な連携による支援体制の構築

- ・精神疾患への正しい知識の普及・啓発による発症予防、早期受診・治療・回復
- ・障害保健福祉圏ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

長期入院精神障害者の地域生活への移行

- ・入院需要（患者数）及び地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標に基づく精神保健・医療・福祉体制の基盤整備の推進など

医療機関の役割分担の整理と連携体制の強化

- ・多様な精神疾患（統合失調症、うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症など）ごとの医療提供体制、災害時の医療提供体制の強化

5事業

救急医療

適切な病院前救護活動

- ・救急医療への理解と適正受診の促進
- ・AED の普及・啓発

傷病者の円滑な搬送と受入体制の確保

- ・メディカルコントロール体制の充実強化
- ・救急医療情報ネットワークの機能強化
- ・ドクターヘリの運航など

重症度・緊急性に応じた医療提供

- ・初期、二次及び三次の救急医療体制の維持・確保

療養の場への円滑な移行

- ・医療と介護の連携による発症から在宅復帰までの連携体制の構築

災害時における医療

医療救護活動体制の強化

- ・訓練・研修、会議等を通じた関係機関との連携、マニュアル等の見直しによる災害時の対応能力を確保

災害拠点病院等の体制強化

- ・業務継続計画（BCP）の整備と訓練・研修
- ・DMAT等の養成・強化

公的支援と精神科病院等の体制強化

- ・公的救出・援助活動と連携した精神科病院間の相互支援体制の整備など

広域医療搬送・圏域災害対応体制等の強化

- ・広域医療搬送等の体制強化や圏域における災害対応の強化のためのコーディネーター配置など

へき地の医療

へき地医療支援体制の維持・強化

- ・拠点病院への支援と、拠点病院間での機能分担による相互連携体制の構築
- ・支援病院指定制度の創設
- ・へき地診療所への支援
- ・県北部地域移動診療車や瀬戸内海巡回診療船の運営支援など

医師等医療従事者の確保・育成

- ・自治医科大学、広島大学ふるさと枠等による医師の育成・配置など

へき地医療対策の推進体制

- ・医療活動と人材確保・育成の一体的推進
- ・市町の取組への支援、住民への啓発

周産期医療

産婦人科医、小児科医、助産師等の確保

- ・大学地域枠による医師の育成と魅力ある専門医研修プログラムによる確保・育成
- ・女性医師等への就業支援
- ・修学資金貸与による助産師確保や助産師出向支援導入事業等による実践能力向上

ハイリスク妊娠・分娩の対応体制充実

- ・周産期母子医療センターの充実とリスクに応じた受入態勢の強化

新生児医療の充実

- ・関連診療科との連携による対応の充実
- ・NICU 長期入院児の支援

災害時を見据えた体制整備

- ・災害時に適切な医療や物資を提供するためのコーディネーター配置など

在宅医療

小児医療

小児科医の確保と人材育成

- ・大学地域枠による医師の育成と魅力ある専門医研修プログラムによる確保・育成
- ・女性医師等への就業支援など

小児救急医療体制の強化

- ・初期の救急医療体制強化と二次の救急医療体制確保
- ・小児救急医療電話相談事業の実施などによる急病時の適切な受療行動の促進

災害時を見据えた体制整備

- ・災害時に適切な医療や物資を提供するためのコーディネーター配置など

在宅医療と介護等の連携体制

切れ目のない在宅医療提供体制の構築

- ・医師等の育成、医療機関相互の連携
- ・市町への支援や関係機関との連携

訪問歯科診療の充実

- ・広島口腔保健センターの活用による歯科医師・歯科衛生士の養成など

訪問薬剤管理指導の充実

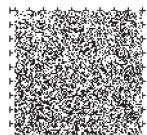
- ・在宅医療薬剤師支援センターによる医療・衛生材料の供給体制の整備など

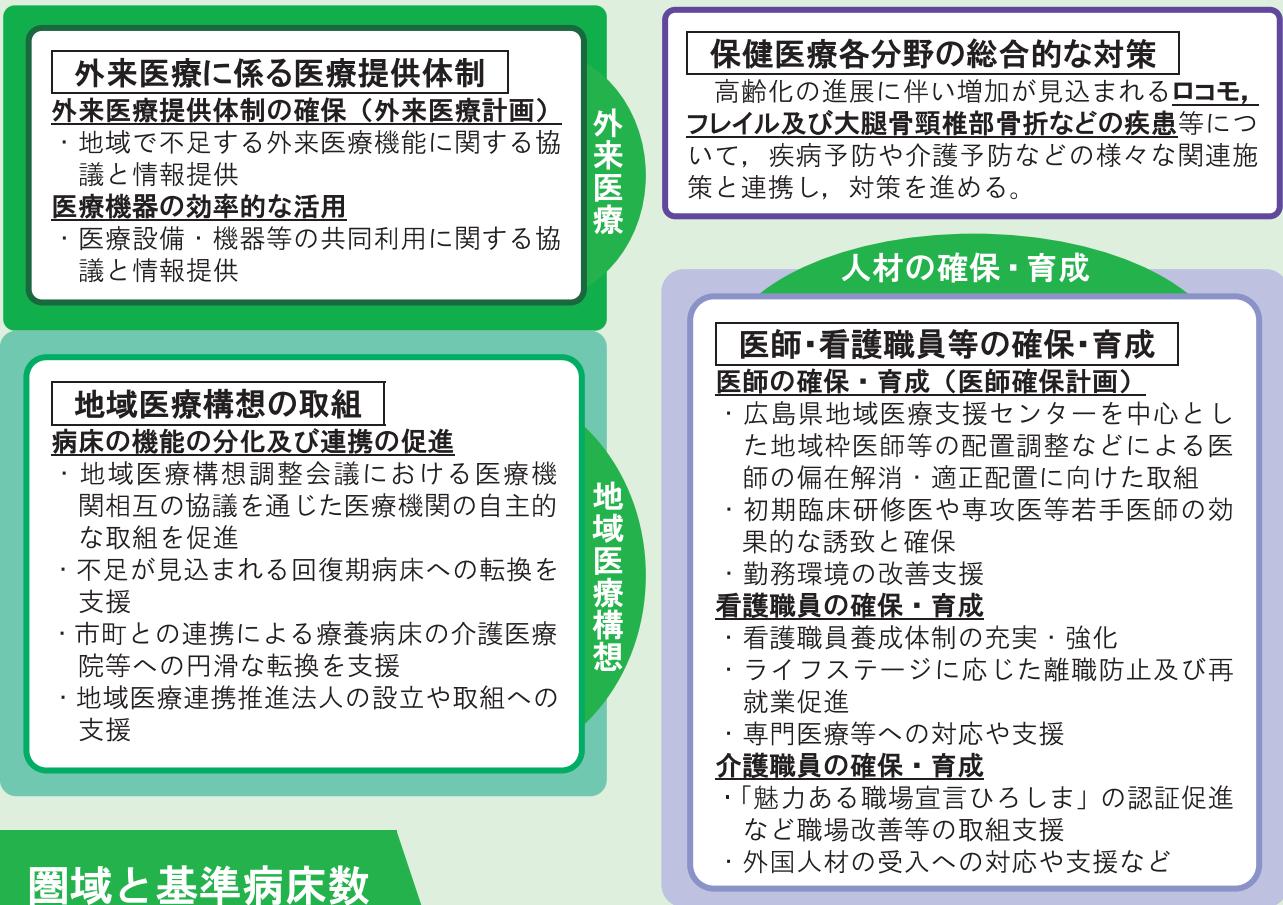
訪問看護の充実

- ・訪問看護ステーションの経営安定化に向けた支援、多様な利用者への対応など

ACP普及促進や在宅医療の

普及啓発強化





圏域と基準病床数

医療圏の設定

① 一次保健医療圏

住民に密着した頻度の高い日常的な保健医療活動が展開される地域であり、かかりつけ医等によるプライマリ・ケアが推進される市町域をいいます。

② 二次保健医療圏

特殊な保健医療等を除く一般の医療需要に対応するために設定する区域であり、各種施策を展開する基本となる区域です。

③ 三次保健医療圏

特殊な診断や治療を必要とする医療需要や高度又は専門的な保健医療対策に対応するために設定する区域であり、全県を区域とします。

④ 疾病・事業ごとの医療圏

この計画では、5疾病・5事業及び在宅医療について、医療提供施設の相互間で機能の分担と連携を進め、安心で質の高い保健医療サービスの提供体制を構築するため、人口や患者の受療動向を踏まえて疾病・事業ごとの医療圏を設定します。



基準病床数

〈療養病床及び一般病床〉

二次保健医療圏	基準病床数
広 島	10,450
広 島 西	1,438
呉	2,206
広 島 中 央	1,678
尾 三	2,519
福山・府中	4,565
備 北	804
計	23,660

既存病床数
13,776
1,784
3,226
2,164
3,411
4,833
1,508
30,702

〈精神病床〉

区分	基準病床数
広島県全域	7,735

既存病床数
8,653

〈結核病床〉

区分	基準病床数
広島県全域	51

既存病床数
109

〈感染症病床〉

区分	基準病床数
広島県全域	36

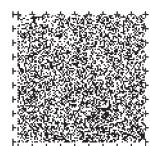
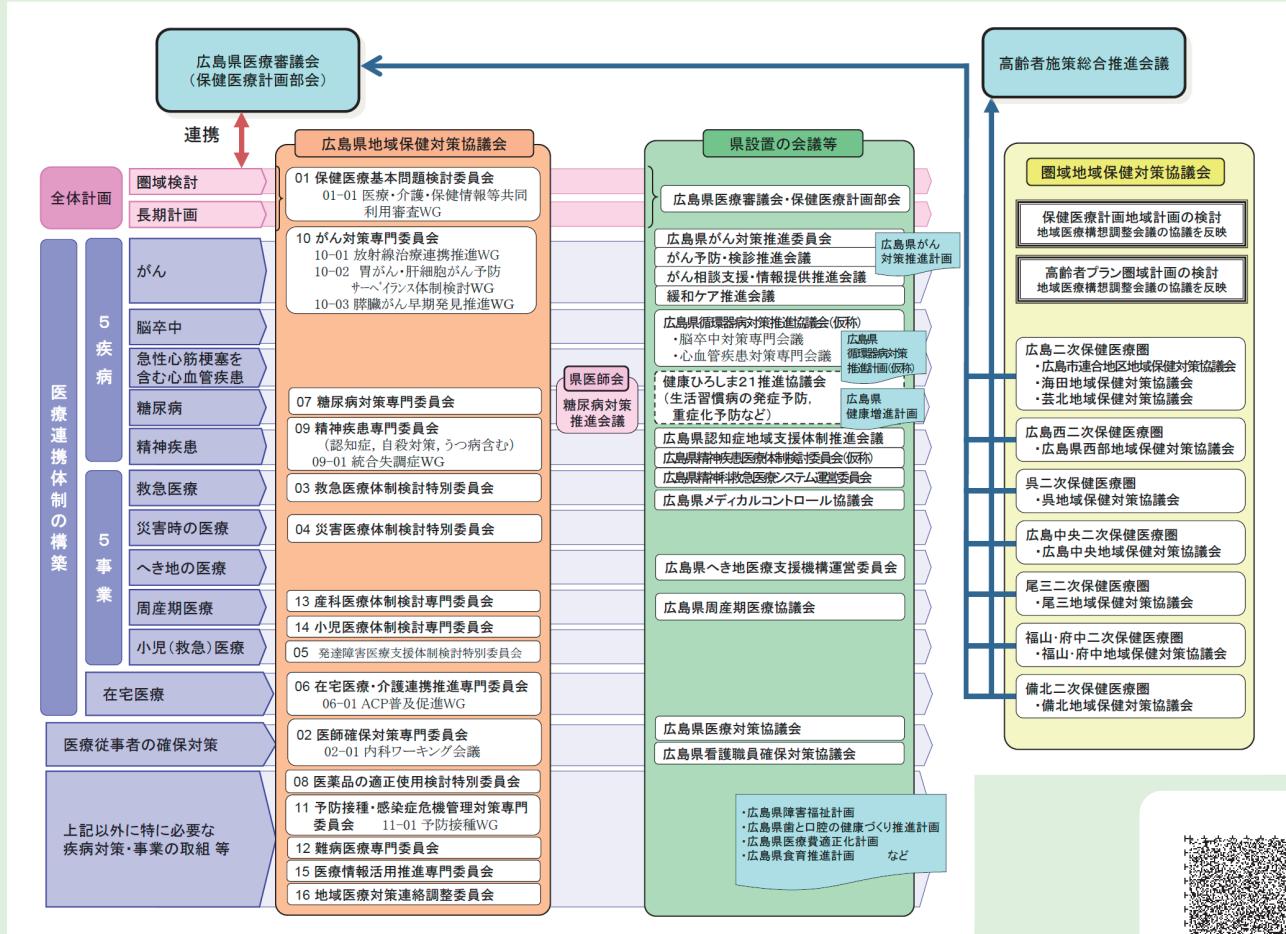
既存病床数
30

※ 既存病床数は令和2(2020)年11月30日現在

計画の推進

計画の推進に当たっては、県民の理解と協力のもと、関係団体等と連携を図りながら、県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができる保健医療提供体制の構築を図るため、総合的に施策を推進していきます。また、毎年度、数値目標や施策の取組状況などについて評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。

〔広島県保健医療計画の検討体制〕



◆ 「第7次広島県保健医療計画（中間見直し版）」の概要 ◆

医療計画については、医療法第30条の6の規定により、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することとされています。

このため、計画期間の3年目にあたる令和2（2020）年度に、国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正への対応や第7次広島県保健医療計画の中間評価を踏まえた見直し検討を行い、広島県医療審議会や広島県地域保健対策協議会等での議論を経て、「第7次広島県保健医療計画（中間見直し版）」を取りまとめました。

見直しの視点

① 改正指針や中間評価を踏まえた見直し

国の改正指針で示された追加指標例の検討や現計画の中間評価を踏まえた数値目標の再設定を行うとともに、これらの見直しに伴う課題整理や施策の検討など、必要な本文修正を実施。

② 改正指針等で示された項目以外の見直し検討

令和2（2020）年度に策定した本県の新たな総合計画（ビジョン）をはじめ、他計画との調和・整合性を図るとともに、社会情勢の変化に対応した取組の追加・変更を実施。

③ 第8期ひろしま高齢者プラン（令和3～5年度）との一体的な検討

医療及び介護の総合的な確保の観点から整合を図るため、新たに策定する「第8期ひろしま高齢者プラン」の医療介護連携の内容を反映。

主な変更内容

第2章 安心できる保健医療体制の構築

第1節 がんなど主要な疾病的医療体制

- 1 がん対策：目標値の再設定
- 2 脳卒中対策：指標の削除、目標値の再設定
- 3 心筋梗塞等の心血管疾患対策：目標値の再設定
- 4 糖尿病対策：ひろしまヘルスケアポイントの事業終了に伴う記載削除
- 5 精神疾患対策：指標の追加及び削除、目標値の再設定

第2節 救急医療などの医療連携体制

- 1 救急医療対策：指標の追加及び削除、目標値の再設定
- 2 災害時における医療対策：指標の変更、追加及び削除、災害医療体制の変更（保健医療調整本部、災害拠点精神科病院、B C P策定支援、J-S P E E Dの活用など）を踏まえた記載修正
- 3 へき地の医療対策：目標値の再設定
- 4 周産期医療対策：指標の追加、目標値の再設定
- 5 小児医療（小児救急医療を含む）対策：指標の追加

第3節 在宅医療と介護等の連携体制

- 第8期ひろしま高齢者プランの策定に連動した記載修正
- ◆ 医師、介護支援専門員、訪問看護師等への研修の実施
 - ◆ 地域ケア会議開催によるネットワーク構築・強化
 - ◆ 在宅医療に関するツールを活用した普及・啓発
 - ◆ A C P普及推進員の養成
- 指標の追加及び削除、目標値の再設定

第4節 外来医療に係る医療提供体制【追加】

令和2（2020）年3月に策定した「外来医療計画」（外来医療提供体制の確保、医療機器の効率的な活用）

第5節 医療に関する情報提供

- 2 I C Tを活用した診療支援【追加】
(医療ネットワークの推進、オンライン診療の推進)

第3章 保健医療各分野の総合的な対策

- 2 障害保健対策：目標値の再設定
- 3 感染症対策：新興感染症の拡大への対応に関する項目追加
- 7 母子保健対策：指標の再設定
- 9 健康増進対策：ひろしまヘルスケアポイントの事業終了に伴う記載削除

第4章 地域医療構想の取組

- 2 令和7（2025）年の医療需要と医療提供体制
- 4 病床の機能分化・連携の推進による在宅医療等の追加的需要
令和2（2020）年度の転換意向調査結果を踏まえ、令和5（2023）年度末の追加的サービス必要量の推計を修正
- 3 病床の機能の分化及び連携の促進
各種取組の反映等

第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成

- 1 医師の確保・育成
令和2（2020）年3月に策定した「医師確保計画」に伴う記載修正
(医師確保計画、産科医師確保計画、小児科医師確保計画)
- 4 看護職員の確保・育成：看護職員の需要推計の見直しに伴う記載修正、指標の変更及び削除、目標値の再設定
- 5 介護職員の確保・育成：目標値の再設定